

平成30年度倉敷市動物愛護管理審議会議事録

日時 平成31年3月22日（金）13：30～15：00

場所 倉敷市保健所 202会議室

出席者 國近会長・垣野副会長・浅野委員・今林委員・亀森委員・亀山委員・松本委員・安原委員・湯川委員・横溝委員

以上10名

欠席者 生水委員

以上1名

傍聴者0名 報道機関0社

1. 開会

所長挨拶

2. 委嘱状交付

3. 会長・副会長の選出

事務局：

会長及び副会長の選出に移りたいと思います。お手元の参考資料1の19ページをお開きください。倉敷市動物の愛護及び管理に関する条例第20条第6に、審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定めると規定されておりますが、委員の皆様には何か御意見がございませんか。

委員：

私の方から推薦させていただきますが、岡山県動物愛護財団の國近事務局長にお願いしてはどうかと思います。

事務局：

ただいま委員の方から國近委員を会長にご推薦いただきましたけれども皆様いかがでしょうか。よろしければ拍手をお願いします。

ありがとうございます。それでは、本審議会の会長は國近委員に決定いたしました。それでは國近会長、会長席にお移り下さい。

事務局：

続きまして条例第20条第8項の規定に基づきまして、会長に事故があるときに、その職務を代理していただく副会長の互選をしていただきたいと思います。どなたか推薦はございませんか。

それではないようでしたら國近会長、いかがでしょうか。

会長：

垣野委員にお願いしたいと思いますが。

事務局：

副会長に垣野委員のご指名がありました。それでは垣野委員、よろしくお願いいたします。垣野副会長は、副会長席へお移り下さい。

それでは、会長及び副会長に一言ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長挨拶

副会長挨拶

4. 諮問

事務局：

ありがとうございました。続きまして、吉岡所長から、倉敷市動物愛護管理審議会に対して諮問書をお渡ししたいと思います。お手数ですが、國近会長は前へお進み下さい。委員の皆様にはお手元の資料1に諮問書の写しがございますので、ご覧いただきたいと思います。

5. 議事

(1) 審議会の公開・非公開について

事務局：

それでは、条例に基づき、会長が審議会の議長をしていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

会長：

それでは、会議次第に従いまして議事を進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。最初の議題は、本会議の公開についてです。この件につきまして、事務局から、まず説明をお願いします。よろしくお願い致します。

事務局：

それでは、お手元の資料に基づきまして説明をさせていただきます。まず、2ページの資料2をお開きください。これは倉敷市審議会等の会議の公開に関する要綱でございまして、第3条にございますように、本市の審議会等の会議は原則として公開するとなっており、第4条では公開・非公開の決定を審議会に諮って行うこととなっております。次に5ページの資料3をお開きください。こちらが、倉敷市動物愛護管理審議会の公開事務取扱要領案でございまして、これまでの審議会では、会議を公開するために必要な事項を定めて公開しておりました。以下、2といたしまして、傍聴者の決定方法等。傍聴者の定員は、原則といたしまして5人としております。3といたしまして、会議録の作成及び公開等でございます。会議の公開については、従来どおり、このとおりでよいかどうか、よろしくお願いいたします。

会長：

ただいまの説明に関して、何か御意見、御質問等はございますか。なければ、要領は資料3のとおりで、本会議は従来どおり公開とするということでよろしいでしょうか。

委員：

よろしいです。

会長：

ありがとうございます。それでは、従来どおり公開にするということで進めていきたいと思えます。傍聴の方がいらっしゃいますか。

事務局：

本日は傍聴人がおられません。また、報道関係の方もお見えではありません。

(2) 会議の今後の日程について

会長：

それでは、次の議題に移りたいと思います。2番目は、会議のこれからの日程についてです。これも、事務局から、まず説明をお願い致します。

事務局：

それでは、お手元の資料の6ページ、資料4をお開きください。倉敷市動物愛護管理審議会日程の案でございますが、本日の審議会を含めまして全部で3回を予定しております。順調にいけば、次回2回目が5月又は6月、次いで最後の3回目が7月又は8月、委員の皆様の会議はそこまで終わり、その後、答申になります。答申は、おそらく会長からとなり、できるならば9月

にいただければありがたいと思っております。なお、主な進め方ではありますが、本日は概略を説明させていただき、次回に、より詳しい内容についてご審議いただき、3回目で答申をまとめるという方向で行いたいと思っております。よろしくお願いいたします。

会長：

ありがとうございました。事務局から説明がありましたが、答申が今年9月というかなりタイトなスケジュールになっていますが、猫の問題に関しては多くの市民の方も関係し、また、毎日のように起こっている問題でもありますので、できるだけ早く何らかの答申を出したいと思えます。ただ今の説明に関してご意見ご質問はありませんか。

(3) 倉敷の動物愛護管理に関わる現状と課題について

会長：

それでは引き続いて猫の不妊・去勢手術助成金に係わる現状と課題について事務局から説明していただきます。

事務局：

それでは、説明資料のスライドを正面の画面に映しますので、それを見ながら聞いてください。スライドの内容はお手元の7ページの資料5に、載せてございます。今回は概略を説明いたします。今回の審議事項は、諮問のとおり、猫の不妊・去勢手術助成金についてです。ただ、その前に、倉敷市動物愛護管理審議会の、これまでの概略について説明させていただきます。全国的に動物愛護の気運が高まりつつある中、倉敷市においても、犬・猫の殺処分数を削減し、適正な管理を徹底していく必要が生じてまいりました。そこで、動物愛護管理の施策を総合的かつ効果的に推進する方法について審議するため、平成20年12月に倉敷市動物愛護管理審議会を設置し、審議会に対して市から諮問いたしました。審議会にかかる規定は、倉敷市動物の愛護及び管理に関する条例第19条及び20条に定めてございます。諮問を受けて、審議会で審議を重ね、平成22年3月に市に対して答申がなされました。答申の内容は、犬猫の適正な飼い方を飼主に徹底するため啓発者を育成すること、犬の登録・狂犬病注射について積極的な啓発活動に取り組むこと、収容した犬猫の殺処分数減少と譲渡を推進等することなどです。これを受けて、市では、行政と地域との掛け橋となる人材として「倉敷市犬・ねこ等適正飼育啓発員」を養成するなどの取り組みを行なっています。そして、審議会は、平成24年11月13日の第9回を最後に休会、というのがこれまでの流れでございます。

続いて、猫をとりまく倉敷市の現状と課題でございますが、審議会の答申や、動物愛護管理法改正をうけ、市では、犬猫の適正飼育についての啓発に取り組んでおります。また、平成24年の動物愛護管理法改正で「動物所有者」に対する終生飼養等の徹底がうたわれました。しかし、所有者不明の猫に対し、引き続き市民から多くの相談が寄せられております。その内容は、たとえば、「家の敷地内でフンをされ続けるので非常にくさい」、「公園の砂場に猫のフンが多数あり、不衛生で子供が利用できない」、「車のボンネットを傷つけられた」というようなものです。このような市民からの相談に対して、市では猫に餌を与える方に対して指導を行なっています。その内容は、不妊・去勢手術の実施、餌や猫の排泄場の設置、室内飼育の推奨、などです。しかし、市民からの苦情、相談が減少しない、引き取る所有者不明猫の9割が子猫である、という実態がございます。これは、猫に関する市民からの苦情相談、及び現場への出動件数をグラフにしたものです。棒グラフが苦情相談件数で、そのうち、オレンジが所有者不明猫によるもの、青色が飼い猫によるものです。折れ線グラフが、苦情相談に対して、保健所から現場に赴いて、指導などを行なった数です。いずれも、次第に増加する傾向にあります。猫に関する苦情相談に対して、市では啓発や指導を行なっております。しかし、苦情相談は、飼い猫よりも所有者のいない猫によるものが多く、そのために啓発や指導のみでは限界があると考えられます。猫による問題を解決するためには、所有者のいない猫を増やさないことが重要であり、そのためには、不妊・去勢手術の実施が有効と考えられます。

不妊・去勢手術とは何かということですが、不妊手術とは、「雌猫を対象とした、卵巣又は卵巣及び子宮の摘出手術」、去勢手術とは「雄猫を対象とした、精巣の摘出手術」です。手術は、動物病院等で獣医師が実施するものですが、いずれも、子猫の出産を防止に有効です。手術の費用は、地域や動物病院などにより差がございますが、平均的な費用は、雌猫の不妊手術が2万5千円、雄猫の去勢手術が1万1千円程度と聞いております。そこで、猫の不妊・去勢手術助成金については、対象は、所有者のいない猫で、交付制度について、要綱を策定し、平成32年度からの実施を目標とすること、を考えております。手術への助成金の目的ですが、所有者のいない猫の不妊手術及び去勢手術に要する費用の一部を助成することにより、猫のみだりな繁殖を防止し、糞害等による環境被害の減少を図るとともに、猫の適正な飼養を推進し、市民等の動物の愛護及び管理の意識の更なる高揚に資することが目的と考えております。助成の内容は、雌は不妊手術、雄は去勢手術に対する費用の一部の助成を行うということで、助成額は、雄、雌ともに1

件あたり1万円までを上限として、年間百件、予算百万円を考えています。交付の対象者は、2名以上の団体、自治会など、交付の要件としては、猫の保護を実施する地域に猫の手術実施について周知し、承諾が得られていること、手術を行なう予定の猫が、所有者がいない猫であることを確認していること、手術をした猫の耳を一部カットするなど、手術済みであることがわかるような目印をすること、などです。

このスライドは、近隣自治体の状況を参考までに示したものです。この表は中核市以上の状況ですが、それ以外の市町村などでも助成金を設けているところがございます。ただし、自治体によりまして、野良猫だけを対象とするところ、飼い猫も対象とするところ、飼い犬も対象とするところなど異なり、対象とする条件、猫の定義などは異なります。説明は以上です。

会長：

事務局のほうから説明がございました。要綱等を準備して避妊去勢手術に助成金を交付する、目標としては32年度から施行していこうということですが、何かこのことに関して、意見、質問などございましたらおうかがいします。

委員：

交付対象者のイメージがわからなくて、飼い猫であれば所有者に助成金を出すということで、避妊手術自体どうするかはおいといて、実施するということがわかるんですが、これで見るとボランティアとか自治会などに出すと思いますから、資料によると費用が平均雌で2万5千円、雄で1万円で、誰が自腹を切るのかというイメージがちょっとわからないんですね、どういう方、あるいは団体さんを対象にしているのかちょっと教えていただければと思うのですが。

事務局：

対象としては、すでにやられているかたもおられるんですけど、ボランティアさんであったり、個人で例えば飼主でないけれども餌をやっているというような方に対して、地域でまとまって猫を取り組みたいけれどもお金もないというような方に対して、町内会長さんとかを対象に、と思っています。確かに助成金が高額ではないので、使いづらい面があるあるかもしれないんですが、岡山市さんに1万円ということで習わせていただいて決定させていただいています。岡山市さんのほうからいくと1万円を設定してそれでトラブルになったという話は聞いていません。今のところ、例えばなんですけど、猫を保護する檻だけ保健所のほうから、飼主でない方が多いんですけども、地域で猫が増えてとか、餌をやってとか、年間25人ほど、一人当たり、

手術されると思うんですが、檻を貸してくださいということで、保健所に檻を取りに来られる方もおられますので、そういう方も対象になると思います。

委員：

地域猫の定義もいろいろあると思うんですが、地域猫をやってらっしゃる方、これはどちらかというと猫がかわいいという方だと思いますが、自治会・町内会は性質が違って困っているけれども殺しちゃうのはどうかねというので、不妊とかそちらに動くんじゃないかと想像しているんですが。今回のご説明の中に、団体についてとか、地域猫の現状とかそういうことが書いてなくて、私たちが知らないのかこちらのかたはだいたいそういうことにたずさわっているのご存知なのか非常に不安だったものですから、資料の作成状況からすると、もうそういう地域猫もしくは町内会で困っている、そういうことがあるというのはみなさんおわかりになられていることで、審議するというのでしょうか。

事務局：

具体的な案とかについては、次回以降説明させていただこうと思っていたんですけれども、こちらにおられる方は、御存知の方もあればあまりご存じない方もおられると思いますので、今回地域猫という話が出たんですけれども、地域猫については、今回は地域猫という前提ではさせていただかないと考えています。今、話が出たのでお話しさせていただいたほうがよいと思います。地域猫というのは、例えばですけど、いろいろな所でやられているのでいろいろ定義があるかもしれませんが、地域の方で、例えばその地域に20匹飼主のいない猫がいたら、その20匹を処分することなく、避妊去勢をして、餌の管理もして、猫のトイレの管理もして、その猫が寿命の尽きるまで地域ぐるみで管理をしようという取り組みになっておりまして、それについては、地域猫の活動というのは、環境省のほうも進めているところで、岡山市のほうでも地域猫に関しての助成金が出ています。本市については、地域猫に限らず、そういう猫を処分することなく、動物愛護の精神に反することなく、ゆるやかに猫の寿命をまっとうさせたいという方からの広い申し出を受けようというふうに考えて、この助成金ということを提案させていただいております。

委員：

本来この質問をしたくて、その前提を聞いたんですが、というのはですね、所有者のいない猫ですね、地域猫に限らないということはわかったんですけれども、所有者のいない猫に避妊手術をするについてまで、7年間近く開いてなかった審議会、条例をひっくり返して見ると審議会は必

須じゃなくて、開くことができるということですから、何か必要があって開いたんだということだと思うんです。今回、そもそも避妊手術を行うことで、倉敷市さんが猫対策をすることについて何か心配なこと、世間の評判とか、動物愛護倫理に反するようなことをしちゃいけないから審議するのか、それとも、そもそも避妊手術の対策をとることはよいと、条例があって書いてあるから、ただお金がからむから、お金の金額とか、交付先とか、交付方法とか、透明性を確保するためにするのか、もちろんどちらであってもよいのですが、ちょっと重点度合が違うと思うんです。というのは、もし、そもそも避妊手術をしていいのかどうかという話と、根本的な、私なんかも全然やったことのない倫理の問題になるとか、あるいは関心の持たれる方のほうがいから、私は黙っていようかと思います。透明性の確保の問題だったら、一応法律関係のことだから私も少しは参加できるのかなと。個人的な部分もからみますけれど、なんでわざわざ審議会を開いたのかというご説明があったほうがよいかなと思います。だいたいこの手の審議会、特に必須でない審議会は、なぜわざわざ開くのかという説明が冒頭普通あるものですから、今回、私は倉敷市は初めて参加なので、もしかしたらこういう流儀というものがあって、県と岡山市は審議会は法律の規定がない場合は、わざわざ開いて、お金、日当がでますからね、ちゃんと説明して市民から税金の無駄遣いと言われないようにするという配慮があるものですから、倉敷市の場合は今回なぜわざわざ開くのか、それをおうかがいしたい。

事務局：

もう本当におっしゃるとおりで、透明性というところを重点にさせていただけたらと思って開かせていただいております

委員：

じゃあ、不妊手術という方法をよっていいのかとか、そっちのほうで、あまり踏み込まないでと、他の先生はどう思うかわかりませんが、倉敷市さんのほうとしては、この会について考えていると。

事務局：

そうですね。透明性というのはありますけれども、不妊手術の是非についての考えは一般的なものになりつつあると思っているんですけれども、それはこちらの考えですので、それを広く委員会のほうにお聞きできたらとも思っています。透明性だけでなく金額の件についてもある程度広く審議していただけたらと思います。

委員：

わかりました。ありがとうございます。

会長：

不妊去勢手術につきましては、所有者のいない猫なので、いろいろな地域をうろうろ徘徊したり、そして、動物好きの方もおられる、餌やりさんという方もおられる、猫は栄養状態がよければ、元気なら発情、交尾する、そして、誰しものが望んでない、しかも誰も責任を持たないというような命が生まれてきて、それでいて迷惑をしているから、苦情が増える、対応しなきゃいけない、というのがたぶん行政の課題で、それについて何とか、むやみに処分するのは愛護上好ましくない、それは多くの方の理解が得られるだろう。その中で個体そのものについては傷つけることはあるかもしれないが、殺処分というのではなくて、個体については生涯をその地域で見守ろう。そういう方向については、このメンバーの中では、みなさんはそういう方向でいいのではないかと理解されるのではないかと考えているんですが。さらには、今後、市のほうも勝手に独断で決めるのではなくいろんな方に訊いたというふうな位置づけで、透明性もあるほうがいいと思っているのではないかと思います。

事務局：

そのとおりです。

会長：

他に意見等ございますでしょうか。

委員：

趣旨が違ってもかもしれませんが、今回の要件の中に、保護を実施する地域への周知・承諾が必要とありますが、これは、要するにそういうことをしてないと対象にならないというのが、すごいあいまいな点だと思うんですね。委員さんがおっしゃったように、意識はみなさん違うでしょうし、どういう意識をもつての団体であるのか、交付要件なのかというのが、一番わかりそうでわかりにくい条件じゃないかと思うんですね。所有者さんのいない猫であることの確認、これもむずかしいと思いますし。実施後に助成金を出すのか、実施前に出すのか、とか、いろんな問題があると思うんですけれども、全国的なこととか見ていると、とにかく増やさないようにということで、1万、何十万、何匹とか、そういうことは条件がわかるんですけれども、地域でどういう周知とか承諾をしていればこの交付対象者になるのかと、そこが、倉敷市が、地域猫ではなくて、

所有者のいない猫とおっしゃったんですが、どういうことをして交付する制度になるのか、一番わかりそうでわからない話かなと思う。そのあたりは、どういうことを想定して周知とか承諾とお考えになっているのかなと。あわせまして、他の制度の、耳を一部カットするとかしてますから、二重の交付がないことはないのかなと思いますし、お金が1万円とおっしゃいますが、雄と雌で額が違うのを一律に1万円というのもよくわからない。100万円のうちどれぐらい避妊手術をしたほうがいいという猫がいる現状の中からこの数字が出てきたのかという現状を、もう少し次回に向けて教えていただきたい。

事務局：

すみません。ちょっと今回はさわりだけということで、本当に具体的な話を省かせていただきまして、わかりにくくなってしまい申し訳ございません。先ほど言われましたようなことについても、次回以降に検討の内容に含ませていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

会長：

その他、意見等ございますでしょうか。

委員：

グループというのは、例えば、奉仕活動とかまで想定されているのかと、あとみなさんがたぶん知りたいと思うことは、例えば倉敷市内にどういう団体、グループがどれぐらいあって、実際にどれぐらいの猫で困っているというのがどれぐらいあって、自治会等というのがありますが、グラフでこの自治会で何件ぐらいあると、委員の先生方も、この地域でこのぐらい出ているのかと思うんですね。動物愛護のグループ、団体というのはつかみにくいと思うんです。それぞれの地域で連携しているのは、僕の印象では少ないと思いますね。僕からの要望みたいなものですけど、動物愛護のグループも実際どれぐらいあるのかとか、どの地域に多いのかとか、そういうようなことがわかればと思います。僕も動物病院に勤務した経験があるので思いますけれど、お金を補助してくれるというのはすごくいいことではありますね。でも、なんかこの人はやたら来るなとかいうことがあったりしたらいかんと思うので、そのへんがあるといいなと。

委員：

自分は実際に動物を手術している動物病院の獣医なんですけれども、現実には倉敷支部の獣医さんの中でも、野良猫に対しての費用を考えている病院もあると思います。具体的にうちの病院では、猫の避妊手術のほうで正規でだいたい2万円、去勢手術のほうで1万1千円ですけれども、

野良猫ということであれば、雌猫の避妊手術1万円、雄猫では6千円いただいています。ただ、問題点は、野良猫という定義があいまいな方が多い。実際に捕まえて来られる方よりも、外に餌をやっているんだけど、自分は飼ってない、そういう位置づけの方がけっこうおられる。で、うちのほうでは、V字の耳カットを入れるんですけども、それをさせていただくという条件で了解いただいた方に限り、野良猫ということにさせていただいているんですが。さきほどの委員の方からもありましたけれども、実際同じ方が何回も来られるケースがある。現実には、本当にこの猫は野良猫なのかという手術が多々あります。なおかつ、野良猫で手術したにもかかわらず、1年ぐらいたって連れて来られて、「どうしたの」と聞くと、「これ飼っている」と言われる。野良猫で手術した後に「飼っている」と言う。なんかおかしいなと思うんですけど、手術した段階では野良猫ということにしています。そこがちょっと合点がいかないことがあるんですが。それから、去年の12月から、僕の地域の町内会と僕との契約の話で、捕獲した猫の手術をうちでやったことがあります。だいたい町内会で6匹ぐらいやっています。要望はかなりあるんじゃないかと思いますが、さっきの話で、周知される、どのくらいの地域でそういう要望されているのか、というのは、かなりあるんじゃないかと思う。それは、獣医師会、動物病院とのからみもあると思いますので、次回そういった実際の数がどのくらいのものなのか、おおまかに出してほしいと思います。あともう一つ、僕なんかいつも思うのは、野良、野良という言い方は悪いけれども、所有者のいない猫という定義があいまいなところが多すぎて、現実には我々が困るというのは確かにある。その定義というものをある程度出していただければ助かるなと個人的には思います。

事務局：

先ほど、具体的な件数、地区の相談数とか、どのくらいの方が要望されているか、所有者のいない猫についての定義、あと、何回も来る同じ人がいるけれども、その猫が飼い猫かどうか、所有者がいないのか、というふうなことについても次回具体的に示させていただきたいと思います。

委員：

地域猫というか、飼主のいない猫について、倉敷市はわかりませんが、他の地域では、このような補助に対して、どのようにしているか調べられていますか。

事務局：

地域猫ということにもからむんですが、これ地域猫の話なんですが、聞いている限りでは、活

動されている方もおこしになっているんですけど、地域でどれくらいの猫がいて、それを把握して、所有者がいないかどうか、地域の方が把握して、猫の個票みたいなものを作られて把握されている所もあると聞いています。地域猫のほうではそういうふうなところで、町内会の同意によって把握しているようです。写真と、例えば性別とかで、どこにいますとか地図をつくって、その猫がその地域のどこにいるというような把握の仕方、その地域にいる所有者のいない猫ということで把握していることが多いのではないかと思います。もちろん、他の方法でされている所もあると思います。そういったことがわかるような書類などをこちらのほうでつけていただいての助成金の申請にさせていただけたらと思っていますが、この場ではその辺の資料がないので。

委員：

ちょっと質問なんですが、猫の避妊去勢手術について、所有者のいない猫を対象に交付となっているんですが、飼主がいる猫が対象とならないというのはどういった考え方なのか教えてください。

事務局：

飼主がいる猫については、基本的には飼い主責任ということで、今回は助成の対象からはずしています。飼い主に対しては、一部助成を出している団体も、県とかあると思いますので、そういったところで、所有者のいない猫についてこちらのほうで助成金を出すということでさせていただこうと思っています。

委員：

倉敷市市民提案推進事業で地域猫活動をしているんですが、だいたい猫というのは、餌場を中心にして塊を作って生活しているので、餌場の持ち主を管理しようと思ったら、持ち主が飼っていると言えば飼っている、飼っていないと言われれば飼っていない、その辺が本人の意思を聞いて飼い猫か飼い猫じゃないかというのを聞いているんですけど、最初に周知をして手術を擦るということなんですけれども、飼い猫か飼い猫でないということをどう考えておられるのかというのを確認する意味でも手術をするんですけども、そこで餌をやっている方が飼い猫じゃないと言えば飼い猫じゃない、それで地域猫と認定するというのが現状なので、その辺がかなり本人の意思によるものが大きいのではないかなと思っています。それから、高齢者の独り暮らしの方が多くおられるんですけども、その方が飼い猫と言っても、お亡くなりになったり、あとはホームに入られるということで、猫が置き去りになるというような飼育崩壊というのが社会的な問題に

なっていると感じています。そこで置き去りにされた猫をどうするのかというところで、所有物に猫はなりますので、後見人とかいろいろあると思うので、勝手にそこで手術をしていいのかどうかという問題も出てくると思うので、所有者のいない猫を対象ということで限定してしまうと、ちょっと手術しづらい事案も出てくるのではないかなと、そのところは検討していただきたいなと思います。

会長：

所有者のいる猫も対象にしてほしいという意見ですね。

事務局：

わかりました。ありがとうございます。

会長：

他に何か意見はございますでしょうか。

委員：

あの、僕も、一応獣医なんですけれど、昔は、市が飼い犬、飼い猫で一律に費用を出して避妊去勢を進めているような地域が、僕は大阪にいたんですが、そういう地域があったような記憶があって、例えば、この近隣自治体の補助の状況を見ても、飼い犬・飼い猫まで全部対象にして、うすく広くみたいなので、多くの予算を出して補助している所もあったりはするんですけど、この1万円というわりとけっこうな高額で、大きな金額を出して、対象の動物をしぼって、お金を大きく1頭あたりおとすというやり方は、行政間の中で、あのやり方はいかん、このやり方はいかんというのがあってのこの結論というか、こういうのがいいんじゃないかという中で、こういうものが出てきたんですかね。それとも別の、他の委員さんもおっしゃいましたけれど、うすく広くで、例えば僕のおばあちゃんも猫を飼っているんですが、そういうおばあちゃんも多いから、考え方にもよりますけれど、うすく広いというのが考え方の一つなのかなとは思っています。ただ、昔そうやってあんまり成果がなかったからこうなったのか、それとも特にそういう検証はしてなくてこういうふうなやり方をしているというか、経緯のようなもの、何か把握されているものがあれば教えていただきたいのですが。

事務局：

助成金をするうえで、飼い猫も含めるか含めないかというふうなことを保健所内部で話をする、まだまだ一般的にみて、飼い猫については避妊去勢費用は飼い主責任じゃないかという意見

が正直ありました。ここで、動物の関係の業務をしている我々の中ですらそういう意見が出るということは、一般的な目で見ても、そういう意見がまだまだ根強いのではないかというようなことで、それと飼い猫も含めてしまうと、結局のところ自分は飼ってないんだけど、お金がありさえすればやってあげようという人を拾えなくなる懸念もあるのではないかということで、今回については所有者のいない猫にしぼって、どこに言ったらいいのか、誰に言ったらいいのかわからない猫について、指導の対象ではなく、飼主に対しては避妊してくださいということは言えますが、所有者のいない猫・不明猫というのは、誰に言ったらいいかわからないということがありまして、それは解決にいたってない原因ではあると思う中で、今回については、所有者のいない猫について拾わせていただいた、という経緯はあります。わかりにくい話で申し訳ないですが。

委員：

例えば、近隣自治体の状況なんかで呉市の例を見てみると、呉市は飼い犬・飼い猫には260万の予算でおとしていて、野良猫は1万でやっていると。コンセプトが260万の枠と30万の枠でちがうんですが。実際にこういう過去の事例で、それぞれの市で検証していると思うんですけど、その検証結果のようなものもあつたらと思うんですが、またお示しいただければいいな、みなさんも検討しやすいんじゃないか。まあ僕が知りたいということもあります。720万もお金を入れて、6千円で猫だけというのも、コンセプトが違うですね。720万もお金を入れて検証結果、僕は大学でこういうのをやっているんですけど。動物愛護行政の中で、そういうことも情報交換とかされているということも聞きますし、僕はそういう行政の情報とはコンタクトができない立場なので、開示できるところで大丈夫なので、その効果に関してもし教えてもらうことができれば、もっといいんじゃないか。実際に地域猫活動をされているところの委員さんおられるのであればもっと効果的なことも聞き取れるのではないか。今すぐ、どうこうというわけではないですが。

委員：

今のことについて倉敷市さんが所有者のいない猫に限るのはどうしてかという話がありましたが、行政選択上はあり得るんですが、動物愛護行政からいうと、繁殖制限は飼い主の義務なので、本来義務なのになぜそれにお金を出さなければいけないのかという発想が自然だから、お金は限られていて、不妊手術に関しても、反対だってあり得る事案ですから、まずは所有者のいない猫に対する対策からというのはむしろ自然で、もし広くうすくやってしまうと、逆になぜ飼

主には責任があるのに金を出してやらなければいけないのかという説明がいりますから、審議事項が増えるかなという気はいたしました。あと、所有者の話が出たんですけど、どうして疑問なのかなと思ったんですけど、地域猫のことを聞いてちょっとわかったんですけど、普通、所有権とかは、承継取得というんですけど、お金を出して買うというふうにして、誰かからもらってくるか、そこら辺にいる猫、所有権のない猫、所有者のいない猫、野生化した猫、を捕まえる、原始取得するとか、いわゆる取得の方法で決まって、その後は占有しているかどうかで、普通動産になって、猫って動産なんですね。ということは、放し飼いすることはあっても、基本、占有していると言えなければ、要するに家で一定期間飼うとか、もどすとか、だから、地域猫は、私は所有者のいない猫だというのは、法的にはわりとはっきりしているなと思ったんですけど。主体的には私の猫と思っても、それは所有者ではないというふうに結論づければいいんじゃないかなというか、法律では。それで、みなさんのいう地域猫は、所有者のいない猫だから何をしてもいいかということ、全然別な話で。そういう所有者のいない猫、野良猫でいいと思うんですよね。狩猟法で野猫ってあるじゃないですか。野生化した猫というのがあるんですよ。みなさんご存知だと思うんですけど。野猫でない、所有者のいない猫を野良猫って、法律上決まってないと思うんですが、ここはそれでおしてもいいんじゃないかなと。あくまで審議の略称として。飼い主のいる猫は飼い猫で、で、野猫がいて、間を野良猫と、これは私の定義です。ありがとうございます。

会長：

他に何か意見はございますでしょうか。

委員：

交付対象者のところなんですけれど、団体2名以上とあるんですけど、個人ボランティアのかた、たくさんいらっしゃると思うんです。一人でされていて、いろいろ持ち出して会計されていて、病院代とか、手術代とかいろいろされていて、本当にたいへんだと思うんですけど、こういうかたが利用できないのはちょっと残念かなと。それから、助成金も、今後様子を見て増えると、増えるかそれとも減らされるかどうかかわからないんですけど、まずは100万円ということだと思うんですけど、私たちの会の、岡山の南区の川の方面に住んでいるかたなんですけれど、そのかたも、保護活動をされているかたがいらっしゃるって、その地域だけで100万円の予算額の半分ぐらいは余裕で使ってしまうんじゃないかと言われていました。ですので、今度のその予算の今後の増え高も知りたいです。それからすでに倉敷で地域猫活動されていると思う

んですけど、倉敷在住の会員さんもいるんですけど、そういう活動をされていること自体が周知されていない、みなさん知らないというかたが多いんじゃないかと思います。で、もし保健所さんも、地域猫活動をされる、対外的にするとなったら、しっかり広報されるなり、みなさんに倉敷市民のかたにお知らせしていただきたいと思います。

会長：

その他ありますでしょうか。ないようでしたら、本日予定されていた議題等は以上でございます。円滑な進行いただき、ありがとうございました。では、事務局へお返しします。

6. 閉会

事務局：

本日はありがとうございました。閉会にあたりまして保健所参事をご挨拶を申し上げます。

閉会挨拶